

## 整理解雇者の優先雇用 「ILO166号勧告」

JAL は国際基準を無視！ グローバル企業とは名ばかり！

「整理解雇者の優先雇用」を定めた ILO166 号勧告は、日本政府も賛成して採択された国際ルールです。2012 年 7 月に客室乗務員の新規採用を再開し、これまで 6325 人を採用、パイロットは 2015 年から 477 人採用していますが、争議団からは一人も乗務職として職場に戻していません。これは「JAL グループ人権方針」にも反します。ILO166 号勧告に即した労使交渉こそ、公正な解決への道です。

### 2023/5/22 交渉

**組合** 会社は「国際基準」と「会社方針」が対立した場合、どちらを尊重し追求するのか？

**会社** …(沈黙)…

#### 整理解雇後の乗務員採用数

##### 【パイロット採用数】

2015 年度	30
2016 年度	63
2017 年度	68
2018 年度	69
2019 年度	96
2020 年度	60
2021 年度	11
2023 年度	80
合計	477 人

##### 【CA 採用数】

	新卒	既卒	経験者	海外	計
2012 年度	140	250	-	260	650
2013 年度	290	100	-	270	660
2014 年度	270	70	-	240	580
2015 年度	270	120	-	200	590
2016 年度	310	70	-	130	510
2017 年度	370	75	-	200	645
2018 年度	400	150	150	250	950
2019 年度	500	180	60	280	1020
2020 年度	600	未定	未定	未定	600
2023 年度	120	-	-	-	120
合計	3150 人	1015 人	210 人	1830 人	6325 人

安全最優先の JAL に！

解雇自由な社会は許さない！

奪われた人権を取り戻す！

私たちの争議全面解決に

株主の皆様のお力をお貸し下さい！



JAL 争議の早期全面解決をめざす実行委員会  
不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える会  
JAL 不当解雇撤回争議団  
JAL 被解雇者労働組合 (JHU) 連絡先 080-4605-3383



2023/6/23